

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

会 議 録

開示
一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)
不開示
時限不開示 (開示: 年 月 日)

市長	副市長	市民部長	所長	室長	次長	係長	記録

作成日 平成 27 年 3 月 25 日

日	平成 27 年 2 月 19 日(木)	時間	14:00 ~ 16:15	場所	市役所 2 階 201・202 会議室	
件名	第 5 回 糸魚川市介護保険運営協議会 (糸魚川市介護保険事業計画策定委員会、糸魚川市地域包括支援センター運営協議会)					
出席者	<p>【委員】12 人 (欠席委員 3 人) 倉又孝好委員 (会長) 金子裕美子委員 (副会長) 竹内利之委員 岡田百合子委員 山本のり子委員 山崎弘美委員 丸山淑子委員 中村勝男委員 猪又好郎委員 赤野宏斉委員 大町篤正委員 八木章委員</p> <p>【事務局】8 人 福祉事務所 加藤所長 水嶋次長 介護保険係 嶋田係長 須澤主査 上谷主事 高齢係 室橋係長 加藤社会福祉主事</p>					

会議要旨

1 開会 (14:00)

事務局 会議次第「3 会長あいさつ」まで進行をつとめる旨を述べる。

3 会長あいさつ

会長 前回は糸魚川市の高齢者福祉計画・第 6 期糸魚川市介護保険事業計画の案が示されて、詳細にわたってご意見、ご感想をいただいた。これを基に市ではパブリックコメントを経て修正されたものが今回示されている。本日は総合的にご意見をいただき、議会議決が必要などころもあります。この会議としてのまとめをさせていただきますと思う。

4 報告・協議事項

(1) 糸魚川市介護保険事業計画策定委員会

① 高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画 (案) について (資料 No.1、No.2)

事務局 資料 No.1、No.2 により説明

会長 前回は章ごとに詳細にご意見いただきましたが、今回は少しまとめて 1～3 章、4～5 章と 2 つに分けてお願いします。まず 1～3 章について、ご質問等があり

ましたらお願いします。

委員 P46 のひすいケアカフェというのは、具体的にどのようなものか教えてほしい。

事務局 ひすいケアカフェとは、それぞれの専門職の人達が意見交換をして親睦を深めたり、それについて検討をして介護の質をさらに高めていこうというものです。ひすいケアカフェについて計画書に説明文を入れたいと思う。

委員 専門職のカフェであって、一般の人が参加するものではないということか。

事務局 一般の人が参加するものではありません。

委員 会場は糸魚川総合病院ですか。

事務局 そうです。今のところは糸魚川総合病院です。これから2回目を開催する予定です。

委員 P46 退院支援研修会や退院調整のシステムづくりというのがあるが、これまでは病院の中でやっていたのではないのか。それを外に出すということか。

事務局 今まで病院の中だけで行っていたと思うが、病院から在宅への移行がスムーズにいかないというところも課題としてあがっているので、介護と医療機関で連携をとって退院支援研修会というものを設けている。

委員 それは（地域包括）支援センターでやるということか。

事務局 主に糸魚川総合病院でやっています。

委員 表についてですが、例えば P12 の表の横に要支援～要介護5までの四角で表して書いてあるが、この小さな四角が何だかよくわからない。下の表は線が入って分かるようになっているが、上の表についてもそれぞれのところに線を入れるなどして分かりやすくしてもらった方がよいと思う。

事務局 確かに要支援1～要介護5まで分かりにくいと思うので、分かりやすく修正したいと思います。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 内容はよく分かるが具体的にどうするのが分からない。このような課題があるから、具体的にこういうことをするという重点課題というのがない。具体的には、P33 に基本的目標というのがあり、そして P35 には施策体系というのがあがっていて、具体的取組とは書いてあるが、明記されていないような気がする。

委員 今の関連ですが、一般の人に対してはこういったものがある（パンフレット）。私は一般市民に対してはパンフレットが行政の説明ベースではないかと思う。こちらの計画書はどちらかというと行政の方のための事業計画で、県や国の調整である程度のレベルの人がみる内容ではないかと思う。ですから、例えばここにいる

人や行政の人は読める。あるレベルの人が読むものだと思う。パンフレットは使う側が読むとよく分かる。こちらの方で間違っていたところは修正した方がよいかと思うが、そんなに私どもが意見を言わなくても、行政側が色々な調整をするには私はこれで十分だと思う。

会 長 色々なご意見もあるかと思いますが、他の方もご意見ありましたらお願いします。

事務局 先ほど委員から P35 で具体的取組が分かりにくいというご指摘がありました。こちらにつきましては、P37 以降で具体的な展開というところへ結びついていくわけですが、そこへの結びつきが分かりにくいのかと思いますので、例えば P35 の具体的取組というところに「P37」と、何らの工夫をするという形で考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 今のような色々なご意見があつて結構だと思いますので、よりよい計画にするためにご意見伺いたいと思います。

委 員 P17 と P19 の介護サービス、介護予防サービスと書いてあるが、専門家の方がみればわかるかと思うが、一般の人がみて介護サービスと介護予防サービスの違いが分からないので、そういったところを一般の人にもわかるような記載にしたい。

事務局 ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、我々は何気なく介護サービス介護予防サービスという言葉を使っていますが、例えば、「要支援者向けのサービス」「要介護1～5の人のサービス」等を明記するような形で、一般の方が見てもすぐ分かるような形に変更したいと思います。

会 長 全体的な意見はもう一度お聞きしたいと思いますので、次に P35 以降の4～5章についてご意見等お願いします。

委 員 P69 の小規模多機能型居宅介護のサービス量の見込みについてですが、第6期計画の中に1事業所の整備を計画しているということで具体的な数字を出して下さっているが、第5期のときにもこのサービスを充実していきたいということで数字が出ていたが残念ながらそれは叶わなかった。例えば平成26年度は小規模多機能型介護の人数が1,008人という数字が出ていたが、現状は463人で平成29年まででも800人という数字になっている。何を言いたいかということ、第5期のときも市の職員の皆さんが小規模多機能の先進地視察を計画されたりして、色々お骨折りはして下さったのですが、残念ながら私たち介護者が望むようなサービスが広がっていかないというのが現実だと思う。小規模多機能という名を謳ってはいるが、ほとんどが通所とお泊りで、残念ながら訪問があまりない。在宅支援と言いながら、結局は特養の待機場所みたいな形になってしまっている。独居で軽い認知症があつても、できる限り在宅で生活が送れるようにということで、私たちはこのサービスを期待している。

小規模多機能型の協議会では、訪問系のサービスを増やそうということで一生懸

命関わっているようで、報酬の方も訪問サービスがない事業所に対しては低い設定になるという話も聞いている。在宅を進める上ではこのサービスが願う形で動いてくれたら、すぐ施設という風にはならないと思うので、事業所が立ち上がって、私たちが願うような形で事業所展開をしていくようにご指導をお願いしたいと思う。

事務局 小規模多機能型サービスについては、現在市内に2つあります。改めてご説明いたしますと、1つの事業所で通いのサービス（デイサービス）を中心として、自宅への訪問、施設での泊まり、といった3種類のサービスを組み合わせて生活を支援するものです。こちらの方については、利用者が負担する利用料というのが1回いくらということではなく、ひと月いくらという形になっています。そういったこともあってか、利用者からみれば割高感を感じる方もいると聞いている。事業所側からみると、同じひと月いくらということなので、ご自宅への訪問が増えれば増えるほど経営的には厳しいという状況がある。

こういったことを受けて、今回の報酬改定の中では全体的な報酬は下げるもの、ご自宅への訪問をある程度した方については加算という形で改正も設けられていますので、100%満足とまでは、すぐにはいかないかと思いますが、少しずつ利用者側の思いに沿った形でサービスが提供できるのではないかと思います。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 P60 介護予防に関わるサービスについては、平成29年度からサービス量が減少するものと、そうでないものと別々に記されているのかなど数字をみて思っているのですが、具体的にどのサービスが地域支援事業に移行してどのサービスがそうではないのかというのは決まったのでしょうか。

事務局 介護予防訪問介護については、平成29年度がガクッと落ちています。平成29年度から、今までの介護予防から市町村事業である新しい総合事業「介護予防日常生活支援事業」に移行するものにつきましては、このP60の「介護予防訪問介護」並びにP63②通所サービスの中の「介護予防通所介護」この2つのサービスについては、新たな事業に移行するという事になっております。

委員 確認ですが、この2つの事業のみが「介護予防日常生活支援事業」に移行するという事で、それ以外のサービスについては移行しないという風に理解すればよろしいですか。介護予防通所リハ等もあるがこちらは下がっていないので、こちらは介護保険の中で制度自体も残して給付も行っていくということか。

事務局 委員のおっしゃる通り、2つの事業が新しい総合事業へ移行、それ以外は従来通り介護保険の給付の中で賄われていきます。

委員 もう1つ確認させてもらいたい。要介護1～5は介護保険給付、要支援1・2の方が介護保険給付からはずれるということですが、例えば要支援1・2の方が介護予防の訪問リハ等を受ける場合は、介護保険の給付で残されるのか、どういった扱

いになるのか教えてほしい。

事務局 介護予防の訪問リハについては、従来通り介護保険の保険給付の中で賄われる。支援であっても現在と同様の形です。

委員 それと合わせて、介護予防の一次予防・二次予防についてお聞きしたい。P40 で二次予防の訪問リハビリが 5 という数字が載っている。こちらは前回の話だと一次と二次が統合するという話だったので、これはどういった扱いになるのか。統合するとしたらこれはなくなるということですよ。一体化するという風に受け止めたのですが。

事務局 P40 の訪問リハビリは、介護予防給付や介護給付で行っている訪問リハビリとは別の地域支援事業としてやる訪問リハビリのことをここには記載してあります。

委員 これは P40 の話でしょ。前は一次予防と二次予防を統合するという説明があったと思うが、どういう風に理解すればよろしいか。

事務局 統合するが、同じ対象者に対して訪問リハビリが必要だと判断した人に対しては、地域支援事業の中の介護予防日常生活支援事業の中のメニューの 1 つとして提供していく予定です。

委員 分かりやすく言えば、こちらが二次予防ですよ。二次予防の訪問リハビリとして、前のご説明だと一次予防と統合するということではないということか。今のご説明だとそういう風に受け止められる。

事務局 対象者は、一次予防・二次予防すべて含めた中で訪問リハビリが必要な人に対してこの事業を活用していただくこととなります。今までは二次予防という風に位置づけていたのですが、一次・二次の垣根をなくして活用していただくという予定です。

委員 その辺の理解があまり良く進めていなかったもので、どこでどう理解すればよいのか混同している。先ほどの P62 の介護予防訪問リハビリの数字が上がっていくのは、介護保険の中の予防給付で残して、これは一次予防ですね。それで介護給付を行うということですね。給付が行われないと、介護予防の部分が宙に浮いてしまって数字だけ残ってはしごをはずされてしまって、サービスを施す側がいなくなるとは非常にまずいと懸念したので、その辺の確認をした。もう 1 つは、平成 29 年に向けて介護保険の訪問リハについては、2,143 という大きな数字が出てきているが、訪問リハを行う体制というのは心配しなくても大丈夫か。あるいは 1 事業所が業務拡大してさらに受け入れ態勢が整うということはあるのか。

事務局 今ほどのご質問は P62 の上の表のことかと思えます。これまでの実績については、平成 24～26 年で倍増しています。さらに平成 29 年については、2,143 ということで、1.3 倍ほどになると思えます。こちらについては現在、1 事業者のみですので、事業者とこちらについての約束というのは取っていない状況でありますの

で、今回の計画に際し、いわゆる供給する側の体制等は市と事業所側で協議・打ち合わせをしていきたいと思いを。

委員 おそらく介護保険の予防ではなくてどちらを優先するかとすると、訪問リハだと思ふ。予防の方が手薄になってくるのではないかと懸念を感じている。これから糸病とご相談していただいて拡充していただければいいなと思ふ。

委員 今の関連で、リハビリだけでなく訪問看護もそうだが、市内に2つの事業所しかない。看護師の体制としては不十分であって、訪問看護を使いたくても使えない状況の中でこの数字をあげてられるということは、それも確信があるのか。その辺をもう少し検討していただいて、医療と密接な関係があるわけだが、糸魚川は非常に訪問看護が利用できない状況にあるので、考えていただきたいと思ふ。

会長 事務局いかがですか。

事務局 おっしゃる通り、訪問看護は現在2か所ということで、過去に1つお辞めになったところもある。計画値の中では数が増えていくという状況にあるので、今後は既存の事業所等に働きかけて、こういった状況であるといったことを説明させていただきながら、提供体制の充実を図っていききたいと思ひます。

委員 P70の夜間対応型訪問介護というところで、「状況変化によりサービス確保について検討します」ということは、やらないということか。もし、どうしても訪問介護やってくれという話がでてきたら検討するってということだけど、業者がいないのにどうやって検討するのか。他にやってもらうとして上越や富山から来てもらうということではできないでしょ。検討しようもないのに検討しますというのは、どうか。

事務局 アンケート等からニーズがなかなか見えてこないということから、こういった記載をさせていただいている。第6期を運営する中でそういったニーズが出てくるということであれば、またその辺については、事業者とも話をさせていただきたいと思ひます。

委員 今の状況からいくとニーズがないのは間違いないと思ひます。夜中に家に入ってもらって面倒みてもらうというのは自分たちも起きなければいけないから大変だというのは分かる。ただ、やってくれる人もいないから要求のしようがないということもある。どうしても欲しいという時には、どう対応するかというのは対応のしようがないわけでしょ。他の施設に入れる等をするという対応が出来るのであればこの文章でよいと思ひますが、できないことを検討しますと書いてある気がする。ないからこういう書き方ができるのだと思ひます。

事務局 おっしゃる通り、緊急の利用要望についてはこの中では両方満足させることはできないと思ひますが、その部分については代替えのサービス等をケアマネの方で検討していただいて、充てていただくという形になるかと思ひます。

委員 そういうことがあるのであればいい。

会長 決してやらない検討ではなくて前向きな検討ということでよろしいですね。

委員 P70 の複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の3 つについては、サービスの供給体制がなかったということで利用もなかったということでサービスとしてはここに提示してあるということだと思うが、平成24年から始まっているわけだが、これまででこの内容で必要だという要望、代替えしたサービス等があったら教えてもらいたい。

事務局 今ほどの複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、ケアマネを通じてもサービスを利用したいという声は届いていない状況です。先ほど委員がおっしゃっていたように、提供体制がないから声あげられないのか、もしくはこういったサービスの周知といった部分もまだ少ないのかと考えている。私どももこういったサービスの可能性につきましては、すでに上越で事業展開している事業所にもお聞きさせてもらったこともある。定期巡回については職員の確保や移動距離の関係もあり、ある程度の人数がまとまらないと事業実現は難しいと聞いています。ただそれで終わりということではなくて、制度や周知する中で少しでもそういった声があれば、検討していきたいと思います。

委員 保険料の見込みで、当初予定していた見込みと4億近く変わってきたわけだが、その原因は何か。全部減っている。消費税10%にしなかったからこっちへくる分が減ったと、そういうことだと思っているが、推計がほとんどが下がっているが、この辺の大まかな説明をお願いします。

事務局 今ほどのおっしゃられる部分については、P78 の今後3か年間の介護に係る費用が以前提示したものよりも下がっているということだと思います。これまでも介護の認定者数の推計等を行うなかで、サービス量の見込みについてはこれまでお示ししているものは少し多めに見積もっていた部分もある。それ以外には平成27年度からは、利用者負担が高所得者の方に対しては1割から2割になる方がいるので、そういったものを落とし込むとある程度給付費が抑えられる部分もある。それに加えて年明けに報酬改定マイナス約2.3%も考慮した中で給付費が減ってきたという経緯になる。

委員 国の方針が変わったから下がったということではないのだね。

事務局 国からの指示がその都度出てきますので、それに基づいてこちらの給付費を推計しています。

委員 私が言いたいのは、当初見込みがあってそれが全部下がる見込みをしてきた方が間違いではないかと思う。ケースをはめてみたら下がったということですよ。

事務局 そうです。市の方で考えるべき認定者数等もサービス量を多く見込んでいた部分

もある。

委員 今までこんなに変わることはなかったでしょ。4億も。前の見込みそのものが甘かったのか、ずさんだったのか。

事務局 第6期のお話ということですか。

委員 この前に資料がでましたよね、その時と比べると4億違う。それが国の方のお金が減ってきたので、減らさざるを得なかったのかと思ったが、そうでないとなると。

事務局 前回お示しした資料では、標準給付見込額合計の約179億円が、今回の報酬改定マイナス約2.3%をかけるとその部分で約4億円が減ってくるのではないかと考えている。報酬改定による減額によって、今回お示しした給付額が変わったというのが大きな要因ということです。

委員 国の報酬が変わったから、これが変わったということになるのか。

事務局 前回提示したときは、報酬改定の率が示される前の数字でお伝えした状況だった。

委員 それを聞いたかった。政府の方針が変わったからこれだけ下がったということだね。

会長 それが一番大きいということですね。

委員 P80の低所得者対策の強化と書いてあるが、本来なら6期の始めからこういった対策をやる予定だったのでしょ。これも政府の方針が変わったからこうなったというのは、本来やらなければならないことを先延ばしにしたってということですよ。この強化というのはどうなのか。2年も先延ばしをして強化しますという話じゃないのではないか。

委員 8%と10%の話を書いているだけです。消費税があがれば強化するという意味。

事務局 おっしゃられるとおり、消費税の引き上げは本年4月からと予定でしたが、平成29年に伸びたという中で、低所得者に充てられる財源が国では確保できないということで現段階では29年度からさらに強化するといったところですので、現在はこの表現しかないということをご了承いただければと思います。

会長 委員のおっしゃられていることも事務局で十分分かっていると思いますのでこの表現でお願いしたいと思います。それでは、これから全般にわたって、ご意見等うかがいますが、どうでしょうか。ないようでしたら次に移ります。

② 第6期介護保険事業計画期間における介護保険料（案）について（資料No.3）

事務局 資料No.3により説明。

会長 ご質問。ご意見等お願いします。事務局が示されたこの案でよろしいでしょうか。

では、これで策定委員会を閉めさせていただきます。

(2) 糸魚川市介護保険運営協議会

① 介護保険事業所の廃止について（資料No.4）

事務局 資料No.4により説明。

会長 残念な報告ではありますが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員 基本的にこんなに簡単に辞めることができるのか。辞めます、許可しますということで福祉活動というのはできるのか。ものすごく甘い考えだと思う。しかも市もそれを了解する方向だというのは、もっと原因を調べてなぜそうなったのかと調べてもらわないと納得できない。それで聞きますが、定員27名というのは、ベッド数が27あるということか。

事務局 そうです。

委員 利用実人数が62人というのは、去年の10月いっぱいの数か。

事務局 利用した人の頭数になります。

委員 結構な人が使っていたわけでしょ。実際影響うける人は、実人員で何人くらいなのか。

事務局 10月の利用時のことをみると62人ということで、概ね同じくらいの方が月に利用されているので60人前後だと思われます。

委員 これだけの人が利用していて、経営的に難しいというのはどういう状況だと聞いているのか。もしかしたら、介護報酬が減るということで、施設を持っているところに厳しくなるということだが、それを見越して辞めるということではないですか。

事務局 それは考えにくいと思う。先ほど説明させていただいた通り、1年前から赤字が続いていたということで、これ以上続けても赤字が膨らむばかりということで、事業者としては色々な手立てとか他の方法も考えたようだが、最終的には閉じざるを得ないということでお聞きしている。

委員 色々調査して致し方ないというのであれば分かるが、その法人は上越では幅広くやっているわけだから、そっちの当たりがこっちまでくるといったことまで調べてもらったのかどうか。しかも介護する従業員が不足しているが、それをこっちをつぶしてそっちへもっていかとか、まったく企業の中の収支決算のことだけを考えて、福祉のことを考えていないという気がした。そういうことを調べてもらって、そうではなく本当に厳しいのですということであれば了解するしかないが、そのへんの調査はどのあたりまでやられたのか。中まで調べる権限がないのか。

事務局 稼働率について数字を追っていると、他の事業所に比べると稼働率は若干低いのかと思う。

委員 62÷27をして1日当たりの平均でよいですか。

事務局 それでは出ないです。

委員 稼働率というのは、重複率100%っていうのは実人員いくつですか。

事務局 実際どれだけの人が影響を受けるのかということで数字を出しています。

委員 影響の受ける人だけ？それが62人ということなのか。

事務局 実際そこを利用して、当該事業所がなくなることで利用が出来なくなるという方が62人という捉え方です。ここでは稼働率を出していません。

委員 それでは稼働率はどれくらいですか。

事務局 26年4～6月までの数字ですが、稼働率84.4%で、人数にすると1日当たり平均利用者数は22.8人になる。

委員 稼働率80%以上で駄目になると…。法律の中身の話になるが、設立の時の市の関与はどこまでできるのか。廃止のときはどこまでできるのか、福祉法人ですから常識的には80%なら存続できると素人は思う。

事務局 まず社会福祉法人与株式会社では違うということで捉えていただいて、社会福祉法人は事業所設置にあたっては、原則自分のものではないといけないというものがある。株式会社の方は、そういった縛りがない形になっている。今回、その事業所に関しては土地建物を借りて事業を行っていたということがある。恐らく自前のものよりはコストがかかる状況になっていたのではないかという推測はしている。

委員 許可権限は県か、市か。

事務局 当該事業所については制度が変わったということもありまして市が行っている。

委員 一昨日も能生の地域審議会の中でこのような報告もされまして、委員の方からは特に異論はなかった。了承という形だったが、地元ではやはり家賃が高くてやっていけないのかという話は確かにあるが、その辺は民間対民間の話なので行政はタッチできないのかと思うが、ただ、稼働率を聞けばやっていけるのではないかと思うのだが、どこらへんまでタッチできるのか。

委員 能生の現場で働いている者としては、業者からは1枚の紙が送られてきて閉めますということでびっくりしまして、能生の場合には別の短期入所施設が4か月前から、当該事業所が3か月前から申し込みを受ける。ですから申込予約は5月の連休まで終わっていた。そこを皆さん忙しいから予約してくれということで、ケ

アマネの方に要請があった。定番でとっている方は、慣れていてそこを使いたいということですし、その法人がそれに伴って押上のショートでも世話をしてくれるのかと思ったが、全くそれもない。ただそれを使っていてダメですと言われたら気の毒かと思った。その辺の配慮をしてもらえればと思った。去年も思い当たるふしもありまして、利用者からも介護の質が悪いという評判もあった。若い人が働いて下さっているから仕方ないのかもしれないが、実際に私も使わせていただいた利用者さんが外から逃げてお家に帰った。認知症の方なのですが、ご家族から通報いただいたというようなこともありましたし、そういうことに関して、やはり介護力がということもあったのかなと思う。定番で使っている他の事業所と比較される方は、やはり他の事業所を希望されるので、致し方なく空いているところで当該事業所は緊急で頼まれた場合そういうところを使わせていただいたという現状。それでもあれば、緊急事態のときにせつかくショートに少し余裕ができて、取れるようになったかなというところで、去年の別の施設のショートベッド数を特養に回したのが間違いになってきたのかなというところですのでごく憤慨している。

委員 運営推進会議の議事録を見せていただいたら、当該法人の小規模多機能型事業所等の議事録に管理者さんが最後のあいさつに「私どもは12月いっぱいやめますが」という一文があっぴょくりした。たぶん収益が厳しいということは事実かもしれないが、それはここが単体ではないので他の事業所で十分カバーして本体としては、ものすごく大変ということではないのではないかなという気はする。なにより私は、核となる力となる職員さんの引き抜きがあつたり、内部の事情があつて辞めたりとか、介護の力がある人が抜けてしまっていく状況を止められなかったのが、当該事業所を閉めざるを得なかった理由ではないのかなと勝手に思ってしまった。委員がおっしゃるとおり、そんなに簡単に事業をやめてしまつていいのか、というのがありまして、非常に認知症の人というのは1つの環境に慣れるのに時間が掛かつて、やっと定着してこの事業所にお願ひしようと思つていた家族を何人も知つていますが、やっと介護の目途がついてここに月の何日かをお願ひすることで一息つくというところでやつてきたのが、いきなり駄目になつたという介護者側のショックもものすごく大きい。

委員がおっしゃつていたように、当該事業所で引き受けていた方を同じ系列のところで引き受けますよという対応もないので、今後こういう風に事業所から一方的に辞めますということで「分かりました」と言われてしまつたら、私たちはどうしたらよいか不安です。収益のこともさることながら、介護を担つていく人材が少ないし育つていないという現実を今回たたきつけられたような思ひで、今後ますますこういった形でお願ひしたいけどお願ひできない状況が続くと在宅での介護がもっと厳しくなると感じている。いくら株式会社だから福祉法人と違つてといつても、利用者には関係ない。そこの事業所を信じてお願ひしてやつとの想ひで本人も慣れてというところで、いきなり止められたというショックを分かつていただきたいというのが利用者側の想ひである。

委員 サービスの質の低下もあるということは伝わってきたが、それでも 80%台の稼働率があるのですよね。サービスの質が悪いにもかかわらず 80%の稼働率がある事業所が辞めます、そうですか、というのでは納得はできない。サービスの質が悪くて利用者がいなくてここはもうサービスとして成り立っていないというのであれば、辞めてくださいということになるかとも思うが、それでも使わざるをえない人たちがもっと窮地に追い込まれるというのはどうなのか。

委員 市の方が権限を持っているとおっしゃっていただきましたので、ショートって設置基準が厳しいですよね。その辺市が監督官庁であれば話し合っって少し緩和するという時間と余裕はなかったのでしょうか。設置基準を見直すので継続して下さいとか。

事務局 設置基準については市単独で決めているものではないので、簡単には変更できません。私どもも、この廃止するという話をいただいたときに事業者が一番お願いしたのは、利用者並びに家族に可能な限り負担や迷惑がかからないようにと重々お願いしてきたところです。しかし、先ほどの委員のお話を聞く限りでは、どうもそうではないということが分かったので、その点についてはまた事業者側にお話しさせていただきたいと思いますが、残念ながら、経営的には難しいということに対して、例えば市が何らかの支援をするというのは実質的には出来ないことから、心苦しかったですがこの廃止というのを飲まざるを得なかったのが現状です。

会長 この会議で了としてから OK を出すのか。一方的な通告か。

事務局 廃止の届をだしたことで、市が受けて OK という形になりました。

委員 サービスの質が悪いわけですから、サービスの質をよくすれば利用者が増えるという改善の余地は十分あると思う。悪くても 80%台ですよ、そういう経営努力というのをしないで、経営が悪いというところでのというのは事業としてはどうなのか。

委員 もしこういう業者が増えてきたら、計画そのものが成り立たないのでは。介護保険制度そのものが崩れる。在宅介護を重点にするといいながら、それを補完すべき民間の業者が出来てきているわけだが、それを事業所の都合で辞めますというのであれば、市の計画そのものが成り立たないんじゃないか。市がそれに対して、一言も事業所に対して何も言えないというのは理解できない。方法はないのか。

事務局 おっしゃる通りで、介護需要が伸びていくという中で在宅介護をしてもらおうということ、その一つの柱になるショートステイは非常に大事なものと捉えている。それがこういった形で撤退されるということについては、非常に計画が立ち行かなくなるというのはおっしゃる通りだと思う。

委員 この廃止により、実際に糸魚川市の介護計画に影響はあるのか。整備計画とか伺いましたけれど、27床がマイナスになるわけですが、将来的にそのマイナスが続

くということもありますよね、実際に介護を受ける皆さんが使えなくなるわけですから、今後新たに整備しなくてはいけないという課題が出てくるのではないかと心配がある。

事務局 在宅サービスについて、計画の考え方としては、需要に対して供給も合わせて伸びていくという考え方で作っているところですので、今回当該事業所についてはこういった結果になっているが、さらに需要が伸びれば別の事業所がそういったものを作ってもらうというような考え方で計画を作っている。

委員 別の事業所ということですが、今回その法人は株式会社で営利企業なので仕方ないかと思うのですが、他の施設に斡旋するとか情報提供するとか経営を考えているところを紹介するというような市としての考えはありますか。何もなして更地にするということか。

事務局 当該事業所の建物の持ち主は、他にやって下さるところを探している。

委員 もしかしたらそこから新しく事業の申請が出てくる可能性があるということですか。

事務局 それは可能性があります。

事務局 先ほど廃止の説明の中で、ショートステイを立ち上げる場合に、社会福祉法人ですと土地も建物も自前のものというのが原則となっていますから、社会福祉法人はまずありません。そうすると民間企業しかないのかと思うが、今、運営協議会の皆様からは本当にそれでよいのか、設置するときに十分審査してほしいというご意見をいただいている。株式会社だからといっても、「はいお願いします」という訳にはいかないと思っています。私たち自身もどこの企業の方がやっていただけるかは分かりませんが、その立ち上げに際しては、十分慎重に審査したいと思っています。また、廃止にあたって、在宅にいる方がなかなかショートステイを利用できないという実情もお聞きしました。その中で今現在、能生地域においては特養の施設整備が進んでいる。今年の12月の開始を目指しているというふうに聞いている。在宅中心ですが、在宅で大変な方が施設入所が叶うならば、その後在宅のショートステイ利用も変わってくるのではないかとというふうに思っています。またショートステイの利用については、利用したいときに利用できる状況でした。その中では在宅の方が月に10日利用している方が8日くらいになる可能性もありますが、そのあたりはケアマネさんとも十分慎重に相談させていただきながら、在宅での生活が可能であるように支援できるところをしていきたいと思っています。株式会社の方が経営が行き詰っているという状況が1年半も続いている中で、市として続けてほしいとなかなか言える状況ではありませんでした。介護者の中では残念と感じるところもあると思いますが、保険者としても苦渋の選択だったということをご理解いただきたいと思います。

委員 当該法人は、広大な土地を買収して介護施設として利用したりしているが、全く

こういうものを経営する企業理念まで売り込むのはどうかと思うが、商業ベースでこういったものを事業の一つとしてやって、しかも全体としてみれば十分黒字でやっていけるものを単体ごとにやって、能生なら能生の土地と建物の借料を払っていけば厳しい、したがってよい介護者も雇えない等、任されている人達の苦労もあったのかと思う。その意味では他の施設と比べて、サービスの面では少し落ちるのではないか。したがって、当該法人あたりが儲かるあたりがぽんとだして、同じような方式で撤退するというところに、行政が一言もタッチできないというのは少し考えていただかなければいけないと思う。また同じようなことを繰り返す心配があるのではないかと思う。

会 長 市の方に許認可事務がきているということであれば、当該法人に関してはやむを得ないかもしれないが、今後は認可するときには十分調査しながら、こういうことがいくつも出てこないように、行政としてもしっかり許認可事務をやってもらわないといけない。

委 員 廃止届のルールがもし何か月前などあれば、それを1年前にするだとか、認可のときに調整してもらいたい。私たちが聞いたのは3か月前に届け出たような感じですが違いますか。

事 務 局 制度的には、廃止届はもっとあとの方。4月30日に辞めるということになると、10日以内に出すと形となる。

委 員 それは市の中で制度改定をしてもらいたい。単なる10日の話と、事前打ち合わせがあるかと思うが、先ほど皆さんの議論からいうと半年、1年前から廃止ということのを仮登録でもよい、そのようなものを提出しないと調整ができないかと思う。

事 務 局 今回の場合、事前の3か月前の予約の関係もあったため、1月中にということになった。

委 員 今はだいたい4か月前に申し込まなければいけない。ケアマネが調整するのが3か月前になるので、こうやっていると6か月前としてもらわないといけないのではないか。

委 員 経営が成り立たないという正式な、皆が納得できるような理由を明らかにしてもらわないと議会も通らないでしょう。

事 務 局 当該法人も、今回ショートをいきなり廃止するというのではなく、その前にも何か再利用ができないか十分社内でも検討したと聞いている。その中でも最終的な社の決断という中では、廃止をせざるを得なかったと伺っている。

会 長 廃止するのは良しとして、それを市の方へ10日前でよいというルールにしてしまうと、利用者はたまったものではない。

事 務 局 今回は予約のこともあり、3か月前に報告を受けた。

- 委員 受理するときに、よく審査して、少なくとも10年くらいは変更できない等、向こう側の定款に謳わせるようにもっていけばよいのではないかと。
- 事務局 事業を開始するときにそういうことも約束してもらわなければならないかということですよ。
- 事務局 今後も事業認可というのは市の業務ということで、引き続き行っていきますので、出来る部分については取り入れて、なるべく今回のようなことがないようにさせていただきたいと思う。
- 会長 許認可事務が市の方にきたのはいつか。
- 事務局 平成23年度からです。また、先ほど廃止届は10日前ということでしたが、1ヶ月前の誤りです。訂正させてください。
- 委員 直接辞めたいと言われたのはいつ頃か。
- 事務局 1月19日です。その前に、12月にショートが難しいので違う業態に変換することを今検討しているという話はあった。
- 委員 12月の地点ではショートは受け付けていないということか。
- 事務局 受け付けていました。最初は3月いっぱいということでしたので、すでに4月の受付を1月の時点で受付していたので、4月いっぱいで廃止としました。
- 委員 介護保険開設当初、ぜひ糸魚川で事業をやらせてほしいということで当該法人の基本理念、介護体制等の説明をいただいた記憶がある。それから月日が経って、自分たちの経営が成り立たないから撤去しますという、こういう経過というのはショックです。事業が成り立たないから仕方がないと言ってしまえば、そこで終わりになるが、介護に関する事業というのは一般の事業とは違うわけなので、それを承知の上でこの事業に参加されているわけですよ。幅広く大きな事業体になって、小さいところ、収益の合わないところを切り捨てるというこの企業体制に対して、この委員会からも苦情等、憤慨しているということをお伝えしていただきたいと思う。
- 会長 ぜひ当該法人にも釘を刺しておいてもらいたい。糸魚川だけではないと思うので。しかも、介護保険立ち上げたときも先駆けて当該法人は入ってきているのに、こんな引き際するっていうのは悔しい。
- 委員 自分自身協力してきたという部分があるので、とても腹立たしい気持ちがある。
- 委員 新年度の計画に支障はないのか。
- 事務局 その部分は数字としては見ていないが、需要としては当然出てくるので、計画と

してはこのままです。

委員 微調整で済むくらいならいいけどね。

委員 利用数が少なくて事業が成り立たないから辞めていくという事業所はあったと思うが、これだけの稼働率がありながら撤退するというのは初めて。

事務局 先ほど稼働率が高いという話がありましたが、当初開設時は33人の定員だった。そこが27人にして減ってきた部分で稼働率が上がった部分もあるかと思うが、実際利用人員は減っているの、その分介護の収入は全体とすれば減ってきている。

委員 たとえば、これを定員20名にすれば、職員が10人のところを7人でよくなるのかというふうに、事業所全体の規模を少なくすることでやっていけるとか、あるいは質をよくしてどんどん利用してもらえるようにセールスをするとか、どの程度まで事業所として改善の作を練ってきたのか、というのが見えてこない。

委員 行政指導はできなかったのか。

事務局 定員を減らすというのも方法としてあると思いますが、やはりご自分の持ち物ではないので、月々の固定支出があり、その部分は厳しいのだと思う。

委員 事業所を閉めるというのもショックだが、これから心配しているのは働く人がいない、少ない人数を他の事業所同士で奪い合って、全体として介護の質が落ちてしまうような事態に陥らなければいいが。介護報酬が下がることによって、悪く言えばその事業所の利益を上げるためにパートを多く入れてこま切れのケアで綱渡り状態でやって形としてはやっけていても、本当に利用者を大事にしたケアが確立できるようなやり方でやっていてくれるのだろうか。ただ一事業所の廃止ということではなくて、介護職の人員が少ないのに、糸魚川市でも色々な事業所を立ち上げているが、そんなに一気に介護を担う人が増えているわけではないので、お互いがお互いの足を引っ張りあって全体として介護の質が低下するという事態になってしまわないかと心配している。

事務局 おっしゃる通り現状でも介護職の数が厳しい中で、これから介護事業も伸びていくだろうと想定している。その中で少しでも糸魚川地域の介護人材の質と量を満たすために、来年度から修学資金の貸与やケアマネや介護福祉士の資格をとるための受験料の補助等について検討している。そういったことで少しでも介護従事者の質と量を確保ができればと検討している。

事務局 先ほどもお話しさせていただいた、ひすいケアカフェの開催で色々な事業所の方たちに集まっただいて意見交換をする中で、資質向上や情報共有をしていきたいと考えている。

事務局 また、市の方で各事業所ごとに連絡会というのを今年立ち上げている。施設部門

と在宅部門ということで、今まで事業所間での情報交換というのはなかったが、そういったところで情報交換をしていただいて、それぞれ質の向上に向けて働きかけていきたいと思っている。

会 長 委員たちの色々なご意見を事務局に十分受けていただいたということで、次に移りたいと思います。

②その他

事 務 局 今回、国の方で各種法律の改正があります。4月1日に施行するものもあります。それに伴いまして、国の各種法律に基づいて市の条例が作られているものがいくつかあります。市の条例につきましても4つの条例改正する予定となっている。今回の3月議会に提案をさせていただいて条例改正をこの議会でご審議いただくということをご報告させていただきます。

(3) 糸魚川地域包括支援センター運営協議会

① 地域包括支援センターの重点委託方針について（資料No.5）

事 務 局 資料No.5により説明。

② 調査・審議

委 員 6期の計画のどこにはいるのか。

事 務 局 具体的にはP48, 49で地域包括支援センターの機能強化となります。

委 員 新たに付け加えたところの説明ということになるのか。

事 務 局 計画はこのような形で出ささせていただいたが、具体的なところで地域包括支援センターには来年度はここに重点をおいてやってもらいたいということで、毎年委託方針を示させていただいて、この方針に基づいて各地域包括支援センターの方で来年度の計画を立ててもらっている。

委 員 わかりました。

(4) 意見交換

会 長 全体的なことでは何かご意見等ありましたらお願いします。

委 員 計画の内容についてはよく理解できるものだと思う。基本理念、基本目標、施策の方向、具体的な取り組みという中で、この具体的な取り組みを今包括からご説明頂いた。市民の皆さんが具体的なものを理解できて参加が出来るようなものであってほしいと思う。基本理念、基本目標というのは抽象的な言葉で分かりづらいものですが、それは実際にこういうことだと理解できることによって、介護についての理解も深まり、そして事業所等への要望等も言えるようになるのかと思うので、具体的な取り組みのところではぜひ尽力いただきたいと思う。

委員 6期の計画の中で、デイサービスと訪問介護どちらも介護予防については、平成29年からサービス量が減るということは、逆を返すとその事業を行っている人達にとってはその事業が給付を受けられなくなるということですよ。ですので、今度はデイサービスの事業を行っている事業が辞めるということも考えられる。その時までにはこれからの3年間で受け皿づくりをしなくてはいけないということが課題だと私は思う。先ほどの訪問リハと介護予防のリハもそうですが、これは保険の中で賄うということですが、その実態がどこまでいくのか見えてこないのので、その受け皿づくりしてもらいたい。

また、地域ケア会議等がありました。これはいわゆる介護保険の中の枠の中で働いている事業者の皆さんだけの会議ですよ。そうではなくて、地域支援事業を行っていく上では、民間の活力ということも謳われていると思うので、この枠に入っていない人達を枠の中に入れていかないといけないと思う。そういった取組についても平成29年にはスタートしていなければいけないかと思うので、これから入ってくるであろうボランティアや民間事業者等と連携をとれるようなシステムを作っていただけたらと思う。

あと、市内総合病院の脳神経外科の診療自体が非常勤体制に代わるということなので、要介護状態になっている方の脳血管疾患等いろいろな状態の方がいるので心配ということと、市内で頭部外傷等救急搬送するときに脳外科が緊急でオペが出来る病院が市内からなくなるわけですが、そういったときの対応等どのようにお考えですか。

事務局 申し訳ありません。その件についてはこちらに情報が無いため確認させていただきたい。

委員 資料No.5で、介護職員の不足というところで、現場もそうだが利用者から意見をいただく窓口としてのケアマネが一番大事なポイントにもなると思う。以前も委員さんの中からも指摘があったが、ケアマネによって余計なサービスを入れているのでは…等、言われている。まだまだ現場の中では、お客様からのサービスに結び付けるだけの御用聞きと言われるようなプランも確かにあるかと思う。主任ケアマネの委員会を立ち上げているというところを含めて、質という問題にもっと強くいかないといけないので、ケアプランの立て方とか面接の指導とかではなくて、評価というところにも注目していただいて、ケース検討してもらって質の高い現場にしてもらいたいと思う。主任ケアマネのいない事業所やケアマネの人数が少ない事業所は勉強の機会があまりないので、積極的に参加するように市の方からも要請をしていただきたい。

委員 要望ですが、両親が施設に入るときに福祉事務所で紹介された特養にすべて回ったが、市内ではないが介護療養型というのが近県にあったということを知った。市内にある施設紹介だけでなく、こういう施設があつてそれはここにありますということを経営所で紹介してもらいたい。糸魚川にはないが、そういった

施設もありますということを知っているのと分かっていないのでは、選択肢が違うので、市外の施設でも紹介していただきたい。

事務局 確かに糸魚川市内では限られた施設しかないのですが、最近では上越方面や富山方面のサービス付高齢者住宅や有料老人ホームなどその方に合わせた施設があれば紹介させていただいています。事業所からも開設しますという情報が入ってきているので、分かる範囲では複数で紹介するように心がけていますので、そのあたり気を付けたいと思う。ケアマネの質の向上については、主任ケアマネがいない事業所やケアマネが少ない事業所には、意識して包括や主任ケアマネがいる事業所が声を掛けるようにして、一緒に事例検討を行ったり、ということも少しずつ始めている。ですが、まだ足りないところが沢山あるので、今後強化していきたいと思う。

会長 他になければ次に移ります。

(5) その他

会長 事務局から何かありますでしょうか。よろしければ、これで報告・協議事項については終了させていただきたいと思えます。今年度は事業計画策定ということで、例年よりも多くの協議会を開かさせていただきましたが、皆さん長い間大変ありがとうございました。

5 閉会（福祉事務所長あいさつ）

事務局 介護保険の運営協議会の皆さんの任期につきましては、3月31日で満了となりますので、この会が最後の会議となります。本当にありがとうございました。また、新しい委員さんにつきましては、検討させていただきたいと思えますし、引き続きお願いさせていただき委員さんもいるかと思えますが、その時はよろしく願いします。

本日は長時間に亘りまして色々なご意見いただきました。私たちも大きな課題をいくつも投げかけられたと思えます。保険者として、介護される方、介護が必要な方にとって糸魚川に住んで良かったと思える町にしていきたいと思えます。本日はありがとうございました。